

届出対象行為・規模

景観計画区域（景観形成重点地区を除く。（一般地区））において、良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為については、景観法に基づく届出を義務づけます。

■届出対象行為(景観形成重点地区を除く)

(景観法第16条第1項)

届出対象行為		届出対象規模
建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び同色の塗り替え		高さ 10mを超えるもの 又は延べ面積 500 ㎡以上のもの
工作物の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び同色の塗り替え	・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	高さ 15mを超えるもの 又は築造面積 1,000 ㎡以上のもの
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さ 2mを超えるもの かつ長さ 30mを超えるもの
	太陽光発電施設（※1）	区域面積 1,000 ㎡以上のもの
開発行為		区域面積 1,000 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		区域面積 1,000 ㎡以上のもの 又は堆積の高さ 2mを超えるもの
木竹の植栽又は伐採		区域面積 1,000 ㎡以上のもの

※1 同一敷地若しくは一団の土地等に太陽光発電設備等を設置するものであって、建築物の屋上等に設置する場合は、建築物に係る行為とする。

■その他景観形成に影響を与える行為

使用済自動車及び解体自動車の保管 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する解体業を行い、使用済自動車及び解体自動車の保管を行うもの	届出の必要はありませんが、景観形成基準及び配慮事項について、市と事前相談をお願いします。
特定自動車部品のヤード内保管 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例に規定する特定自動車部品のヤード内保管を行うもの	